

報告事項1

新たな評価・支援制度導入前の 先行実施の取組

2023年7月28日

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

先行実施の取組の考え方

- ▶ **事業者の取組の評価実施には条例改正が必要になることから、各種調整・手続きを進め、2025年度の施行を予定**
- ▶ 一方、2030年度までの残り期間を考慮し、条例改正を待たずにできることから順次、取組を進め、新たな評価・支援制度の本格運用につなげることが重要
- ▶ 本日は、現在検討中の主な2つの取組について御報告

① 事業者の取組を「見える化」する 特設サイトの作成

計画書等の公表方法（現状）

制度開始(2010年度)以降、事業者から提出された計画書等ごとにページを作成・公表(約8,000ページ)



- 文字情報中心の構成で、事業者の取組を適切に「見える化」できていない。
- 情報の検索性が乏しい。
- 管理面での負担も大きい。

現在の公表ページ

事業活動温暖化対策計画書（神奈川県）

事業者の名称等

届出者住所	神奈川県横浜市中区日本大通1
届出者氏名	神奈川県 知事 黒岩 祐治
主たる業種	公務(他に分類されるものを除く) 中分類;地方公務
特定大規模事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 年度あたりの原油換算エネルギー使用量が1,500k以上の事業者 <input type="checkbox"/> 連鎖化事業者のうち、年度あたりの原油換算エネルギー使用量が1,500k以上の事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 対象自動車を100台以上使用する事業者(使用台数 県内400台、うち適用除外区域外340台)

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減を図るための基本方針

- ① 県有施設の新築・増改築・大規模改修及び設備更新の時期に合わせて、高効率熱源設備への改修やLED照明の設置など省エネルギー仕様の機器導入を図る。
- ② エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「中長期計画書」、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書」及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく「地球温暖化対策計画書」をそれぞれ策定し、それら計画書及び「神奈川県温室効果ガス抑制実行計画」に基づき、取組みを推進する。

排出量の目標

	基準排出量の合計量	最終年度の排出量の合計量	目標削減率
基礎排出係数ベース	97,800 tCO ₂	92,900 tCO ₂	5.00 %
調整後排出係数ベース	96,100 tCO ₂	91,400 tCO ₂	4.89 %

削減の目標の設定に関する説明

- ① 二酸化炭素排出量の削減目標
下水処理場においては流入下水水量増加に伴い排出量が増加する見込みだが、建物系施設で毎年1%削減を目標とすることで、全体で基準年度より約5%の削減を目標とする。
- ② 二酸化炭素排出量原単位の削減目標
二酸化炭素排出量合計量の5割以上を占める下水処理場のみ設定する。削減目標は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)にあるエネルギー消費原単位を年平均1%以上削減する目標にあわせ、毎年1%の削減を目標とする。

計画書等の公表方法（見直しイメージ）

- 既に公表済の情報をグラフ化等し、事業者の取組を個別・横串で「見える化」する特設サイトを作成（令和5年度中に公開予定）
- 公表済データの検索・抽出機能や、CSV等でのダウンロード機能を実装予定
- 新たな評価・支援制度導入後（2025年度～）、事業者の評価結果を追加表示



特設サイトTOPページ（まとめ情報ページ）のイメージ



見える化



事業者自身



金融・投資機関



研究機関



県民

② 計画書任意提出者（中小規模事業者等） の認証制度の創設

認証制度のイメージ

- 中小規模事業者等の計画書制度活用促進策の一つとして、
計画書等の任意提出者の認証制度の創設（最速で2024年度から）を検討中
- **認証者に対しては各種インセンティブを付与することで取組意欲の向上を促進**
＜インセンティブの例＞
 - 県HP等での公表、PR
 - 認証マークの提供
 - 補助金の上限額上乘せ など
- 他自治体の導入状況等を参考に、認証の要件等を今後検討

(参考) 北海道における取組事例

- 一定規模未満の事業者による簡易報告書の任意提出が可能
- 「ゼロカーボンチャレンジャー」に登録し、簡易報告書を提出することで、**公共入札参加資格での加点評価や、金融機関の利率優遇等**を受けることが可能

特定事業者以外の事業者の方々を対象に、温室効果ガスの排出量を把握し、自主的な取組を促進するため、任意で簡易な排出量報告制度を創設しました。提出いただいた報告書は公表（※1）します。
（※1：事業者名を匿名とすることができます）

簡易報告書の特徴



- ✓ エネルギーの種類（電気、ガソリンなど）ごとの使用量を様式に入力するだけで、温室効果ガスの排出量の計算が簡単にでき、取り組みやすい
- ✓ 温室効果ガスの排出量の削減や再エネ導入のために実施した取組を任意で記載
- ✓ 簡易報告書の公表にあたり、ご希望により事業者名を匿名とすることが選択可能

簡易報告書の提出によるメリット

簡易報告書を提出した事業者の方々には、以下のようなメリットがあります。



- ✓ 道の中小企業総合振興資金（※2）（ステップアップ貸付（ゼロカーボン））の融資対象
- ✓ 道のホームページにてゼロカーボンの取組実績を紹介

さらに、ゼロカーボンチャレンジャーに登録し簡易報告書を提出いただくことで、右のようなメリットを受けることができます。

- ✓ 令和5・6年度の道発注公共工事の競争入札参加資格で加点評価
- ✓ 道が発注する公共工事の総合評価方式による落札者決定の際に加点評価
- ✓ 金融機関での私募債発行時の金利優遇
- ✓ 北海道信用保証協会にて保証料率の割引対象

※出典：北海道庁HP

(参考) 岩手県における取組事例

- CO2排出抑制に向けた具体的な計画・取組を行っている企業等を県が認定
(取組の内容に応じて4段階にランク分け)
- 登録企業等は、産廃処理業者格付制度・公共入札参加資格での加点評価や、県の低利融資の利用、補助金上限額の優遇等を受けることが可能

**いわて脱炭素化経営企業等
認定制度**
(いわて地球環境にやさしい事業所認定制度)

POINT1 期待される効果

**取引先の拡大
知名度の向上
人材獲得力の強化**

248 社認定
令和5年3月現在



POINT2 県独自のメリット

① 産廃処理業者格付 5点加点	② 県営建設工事 競争入札参加資格 加点	③ 環境関連 物品購入等 優先取扱い
④ 省エネ設備等導入 低利融資	⑤ 電気料金 割引対象	⑥ 設備導入等補助 上限額優遇

岩手県環境生活部環境生活企画室

